

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制度名	低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅である特定建築物に係る住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適用												
税目	所得税・登録免許税												
要望の内容	<p>平成 24 年度税制改正によって創設された、下記「認定低炭素住宅の促進のための特例措置」について、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「低炭素法」という。）第 16 条において低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物についても、同様に適用されるものとする。</p> <p>（所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額の引き上げ（H25.12.31 まで）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="379 703 1406 860"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の 年度末残高の限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>10 年間</td> <td>3,000 万円 (一般住宅 2,000 万円)</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（参考）平成 24 年については 4,000 万円の限度額が措置</p> <p>（登録免許税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税率を一般住宅特例より引き下げ（H26.3.31 まで）</li> </ul> <p>所有権保存登記：1/1000（本則 4/1000、一般住宅特例 1.5/1000）          所有権移転登記：1/1000（本則 20/1000、一般住宅特例 3/1000）</p> <p><b>【関係条文】</b>          租税特別措置法第 41 条第 5 項、第 74 条の 2          租税特別措置法施行令第 26 条第 20 項～第 22 項          租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 12 項、第 26 条の 2</p> <table border="1" data-bbox="855 1308 1490 1400"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>— 百万円 (—百万円)</td> </tr> </table>			居住年	控除期間	住宅借入金等の 年度末残高の限度額	控除率	平成 25 年	10 年間	3,000 万円 (一般住宅 2,000 万円)	1%	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (—百万円)
居住年	控除期間	住宅借入金等の 年度末残高の限度額	控除率										
平成 25 年	10 年間	3,000 万円 (一般住宅 2,000 万円)	1%										
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (—百万円)												
新設・拡充又は延長を必	<p>(1) 政策目的</p> <p>国際的な中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応するため、住宅の低炭素化を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 24 年度税制改正において、低炭素法第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物のうち一定の住宅の新築等については、住宅ローン減税制度が創設されたところである（租税特別措置法第 41 条第 5 項）。</p> <p>低炭素法第 9 条第 1 項に定める集約都市開発事業において整備された特定建築物（低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他多数の者が利用する建築物）は、同法第 16 条により、低炭素建築物とみなされる。</p> <p>当該特定建築物に係る集約都市開発事業計画は、同法第 54 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準に適合したものとして所管行政庁に認定されたものであり（同法第 10 条第 1 項第 2 号）、当該計画に基づき整備された特定建築物は低炭素建築物と同等の優れた省エネ性能等を有するものである。</p> <p>よって、当該低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物についても、認定低炭素住宅の促進のための特例措置を適用するものである。</p>												

<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>「日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）」において、「ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）等の実現・普及の推進」、「都市の低炭素化の促進に関する法律の制定による住宅・建築物の低炭素化等の加速」を実施することとされている。</p> <p>「エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上をさらに進める」、「2020 年までに ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とする・・・2030 年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」こととされている。</p> <p>「新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー/ゼロエミッション化に向けた（略）既存住宅・建築物の省エネ化促進、省エネ性能を評価するラベリング制度の構築等」を実施することとされている。</p> <p>また、「住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）」において、「家庭部門の CO2 削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進める」、「新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入・・・を図る」こととされている。</p> <p>（政策評価体系における位置付け）          政策目標 3 地球環境の保全          施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率 100%（平成 32 年度）          ※認定低炭素住宅は、省エネ基準（平成 11 年基準）を超えるものであるため、目標達成に資する施策である。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>1 年間（認定低炭素住宅の促進のための特例措置に連動）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率約 59%（平成 25 年度）          ※平成 25 年度の目標値は、平成 22 年度時点の実績値と平成 32 年度の目標値との差を按分し、平成 25 年度時点の数値として設定したもの</p>
		<p>政策目標の達成状況</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率 45%（平成 23 年度）</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み 120件（平成25年度）	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		本特例措置が適用されることで、認定低炭素住宅を普及し、政策目標に寄与することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		・ 地方税（個人住民税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額		社会資本整備総合交付金 （平成25年度予算要求額 15,055億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		事業費等に対する国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（エンドユーザー）とは明確な区別がなされている。
	要望の措置の妥当性		集約都市開発事業において住宅床を取得したエンドユーザーを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。 また、平成24年度税制改正において認定低炭素住宅について特例措置が創設されており、同一の基準に基づき認定低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物についても当該措置を適用させるのが、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	平成 24 年度 新規	